

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------|
| 2 | 宮崎市 個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------|---|
| ①事務の名称 | 個人住民税の賦課に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>宮崎市(以下「本市」という。)は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>1. 課税準備事務 (1)個人世帯状況の整理 住民基本台帳に記載されている内容から賦課期日時点の現況の反映を行う。 (2)住民税申告書の発送 住民税申告が必要な方を抽出し、住民税申告書を発送する。</p> <p>2. 課税資料受付事務 (1)給与支払報告書の受付(紙、電子データ) 給与支払者から提出された給与支払報告書を受け付ける。 (2)住民税申告書の受付及び確定申告書、各種資料せんの受領(紙、電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書を受け付ける。 (3)公的年金支払報告書の受付(紙、電子データ) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 (4)他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>3. 賦課決定事務 課税資料として受け付けた個人毎の複数の課税資料により賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 (1)課税資料の併合(重複資料チェック) 提出された課税資料について個人単位に取りまとめて複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行い、賦課通知内容として取りまとめる。 (2)納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて課税通知用の書類を作成し、特別徴収事業所(以下「特徴事業所」という。)及び本人へ通知する。</p> <p>4. 賦課更正事務 賦課決定通知後に本市による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して特徴事業所や本人宛に通知をする。</p> <p>5. 調査事務 (1)扶養調査 扶養申告内容について誤りがないか調査する。本市で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には申告書等を提出してもらうことなどにより賦課内容の更正を行う。 (2)税務署通知 本市が行った調査にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、本市が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p> <p>6. 所得(課税)証明書の発行 賦課情報に基づき、申請に応じて所得(課税)証明書を発行する。</p> |
| ③システムの名称 | ①宛名システム、②個人住民税システム、③イメージ管理システム、④団体内統合宛名システム、⑤中間サーバ、⑥審査システム(eLTAX)、⑦国税連携システム(eLTAX)、⑧国税連携支援システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 個人住民税課税情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|--|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・別表第二主務省令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4) [情報照会の根拠] ・別表第二 (27の項) ・別表第二主務省令 (第20条) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 宮崎市税務部市民税課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 宮崎市税務部市民税課(市役所第三庁舎1階) 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 電話番号 0985-21-1748 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [30万人以上] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|--------------|
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <別表第二における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法関係情報」が含まれる項: 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 | <別表第二における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法関係情報」が含まれる項: 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 | 事前 | 番号法の改正による |
| 平成28年4月1日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成26年4月1日 時点 | 平成28年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 平成28年4月1日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成26年4月1日 時点 | 平成28年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <別表第二における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法関係情報」が含まれる項: 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 | <別表第二における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法関係情報」が含まれる項: 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 課長 大川 哲 | 課長 中村 三郎 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 平成29年4月1日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 平成29年4月1日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成28年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<別表第二における情報提供の根拠>(第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法関係情報」が含まれる項: 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 <別表第二における情報照会の根拠>(第1欄(情報照会者が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):第27の項 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ・別表第二主務省令(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3) [情報照会の根拠] ・別表第二(27の項) ・別表第二主務省令(第20条) | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 平成30年4月1日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 平成30年4月1日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|--------------|
| 令和1年6月27日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 課長 中村 三郎 | 課長 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和1年6月27日 | II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和1年6月27日 | II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和2年6月12日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117の項) ・別表第二主務省令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3) 【情報照会の根拠】 ・別表第二 (27の項) ・別表第二主務省令 (第20条) | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・別表第二主務省令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3) 【情報照会の根拠】 ・別表第二 (27の項) ・別表第二主務省令 (第20条) | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和2年6月12日 | II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和2年6月12日 | II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和3年4月1日 | II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和3年4月1日 | II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和5年1月12日 | II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和5年1月12日 | II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更事項でないため |
| 令和5年1月12日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・別表第二主務省令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3) 【情報照会の根拠】 ・別表第二 (27の項) ・別表第二主務省令 (第20条) | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・別表第二主務省令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第59条の4) 【情報照会の根拠】 ・別表第二 (27の項) ・別表第二主務省令 (第20条) | 事後 | 重要な変更事項でないため |